

道路交通法改正に伴う移動用小型車・遠隔操作型小型車の取扱い

2023年4月に改正道路交通法が施行され、以下の要件を満たす車両は「移動用小型車」、「遠隔操作型小型車」と識別され、「歩行者」と同等の扱いとなることになりました。

●「移動用小型車」、「遠隔操作型小型車」と識別される車両の要件

車体の大きさ	車体の構造
長さ：120センチメートル以下	原動機として、電動機を用いること
幅：70センチメートル以下	6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと
高さ：120センチメートル以下（※）	歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

（※）移動用小型車については、ヘッドサポートを除いた部分の高さ

（※）遠隔操作型小型車については、センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ

同法の施行を踏まえて、当該車両は道路運送車両法の規制対象である「運送車両」に該当しないと考えられるため、自賠責保険の対象となくなります。

自賠責保険は、自賠法に基づき、道路運送車両法で定める運送車両を保険の対象としていますが、加入の対象ではなくなることから、2023年4月以降、契約を解約することが可能になります。

一方で、弊社では「原動機付自転車」、「移動用小型車」および「遠隔操作型小型車」をすべて「原動機付自転車」として自賠責保険契約を締結していることから、「移動用小型車」および「遠隔操作型小型車」に該当する車両を特定し、個別に案内できない状態となっています。

つきましては、これらの車両に該当すると思われる自賠責保険契約を締結されているお客さまで、解約をご希望される場合は、弊社または代理店までお問い合わせください。

ご不便をお掛けしますが、何卒よろしくお願いいたします。

【参考リンク】

[自賠責保険 | 日本損害保険協会 \(sonpo.or.jp\)](https://sonpo.or.jp)